

○農林水産省
経済産業省令第三号
環境省

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百十七号）に基づき、国際協力排出削減量の記録等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

環境大臣 石原 宏高

国際協力排出削減量の記録等に関する省令の一部を改正する省令

国際協力排出削減量の記録等に関する省令（令和七年経済産業省令第一号）の一部を次のように改
正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改	正	後	改	正	前
	(事業設計書等の提出)			(事業設計書等の提出)		
2				第二条 法第五十七条の二第一項の規定による提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行われなければならない。		
3	法第四十三条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。	法第五十七条の二第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。		第二条 法第五十七条の二第一項の規定による提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行われなければならない。		
1 (削る)	法第四十三条第四項の規定による確認の申請書	法第五十七条の二第一項の規定による確認の申請書		法第五十七条の二第一項の規定による確認の申請書	法第五十七条の二第一項の規定による確認の申請書	
	事業の実施を担当する者の連絡先その他の当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者に対する連絡の方法等に関する書類			事業の実施を担当する者の連絡先その他の当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者に対する連絡の方法等に関する書類		

二 (略)

(認定検証機関の確認)

第三条 法第四十三条第二項の認定検証機関の確認は、事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われなければならない。

(認定検証機関の認定)

第四条 法第四十四条第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三項各号に掲げる要件に適合することを証する書類及び当該申請に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき提出することが求められる書類を添えて、電磁的方法により主務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(略)

3 主務大臣は、法第四十四条第一項の認定の申請をした

者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

一 次のいずれかに該当すること。

三 (略)

(認定検証機関の確認)

第三条 法第五十七条の二第二項の認定検証機関の確認は、事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われなければならない。

(認定検証機関の認定)

第四条 法第五十七条の三第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三項各号に掲げる要件に適合することを証する書類及び当該申請に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき提出することが求められる書類を添えて、電磁的方法により主務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(略)

3 主務大臣は、法第五十七条の三第一項の認定の申請をした

者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 国際標準化機構が定めた規格 ISO（以下この号において単に「ISO」という。）一四〇六四一一に基づき、法第四十四条第二項各号に掲げる業務その他関連する業務を行うことができる機関として、ISO一四〇六五に適合している旨の認証を受けている機関

（削る）

ロ イに掲げる機関に類するものとして主務大臣が認めた機関

一・三 （略）

（認定検証機関の休廃止等の届出）

第五条 認定検証機関は、法第四十四条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その旨を電磁的方法により主務大臣に届け出なければならぬ。

（削減等が行われた温室効果ガスの量の記録の申請）

第六条 法第四十五条第一項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。

イ 国際標準化機構が定めた規格 ISO（以下この号において単に「ISO」という。）一四〇六四一二に基づき、法第五十七条の三第二項各号に掲げる業務その他関連する業務を行うことができる機関として、ISO一四〇六五に適合している旨の認証を受けている機関

ロ 京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度の下で運営組織として指定を受けている機関
ハ イ又はロに掲げる機関に類するものとして主務大臣が認めた機関

一・三 （略）

（認定検証機関の休廃止等の届出）

第五条 認定検証機関は、法第五十七条の三第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その旨を電磁的方法により主務大臣に届け出なければならない。

（削減等が行われた温室効果ガスの量の記録の申請）

第六条 法第五十七条の四第一項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。

2

(略)

3 法第四十五条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第四十五条第三項に規定する検証を行つた認定検証機関の名称

三 (略)

(認定検証機関の検証)

第七条 法第四十五条第三項の認定検証機関の検証は、法第四十三条第一項に定める事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われるものとする。

2

(略)

3 法第五十七条の四第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第五十七条の四第三項に規定する検証を行つた認定検証機関の名称

三 (略)

(認定検証機関の検証)

第七条 法第五十七条の四第三項の認定検証機関の検証は、法第五十七条の二第一項に定める事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われるものとする。

附 則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。